てんかん診療拠点機関の選定基準(案)について

【審議事項】

○ てんかん診療拠点機関を選定するための道としての基準の策定

1 経過等

国においては、てんかん患者が地域において適切な支援を受けられるよう、てんかん診療における地域連携体制を整備することを目的として、「てんかん地域診療連携体制整備事業」を開始し、 国内におけるてんかん診療拠点機関(以下「拠点機関」という。)の整備を進めている。

道においても、昨年3月に策定した北海道医療計画において、対策等を行う精神疾患の一つとして「てんかん」を明記したところであり、今後、てんかんに係る知識の普及啓発や診療連携体制の構築など計画に基づく取組を推進していく上で中心となる拠点機関の選定が必要となっている。

2 拠点機関の主な役割

- (1) てんかん対策等について協議する「てんかん治療医療連携協議会」の設置・運営
- (2) てんかん患者や地域住民等への普及啓発
- (3) 関係医療機関への助言・指導
- 3 道における拠点機関の選定基準(案)
 - (1) 脳波検査・MRI が整備
 - (2) 発作時ビデオ脳波モニタリングによる診断が可
 - (3) てんかんの外科治療が可
 - (4) 複数の診療科 (精神科及び脳神経外科を必須) による集学的治療が可
 - (5) すべての専門医(※) が配置
 - ※ てんかん学会、神経学会、精神神経学会、小児神経学会、脳神経学会が定める専門医

4 選定基準 (案) の考え方

- ・選定基準の(1)から(3)までは、国の「てんかん地域診療連携体制整備事業」の基準と同じ。
- ・(4)における「複数の診療科」の道における基準としては、てんかんの症状において、精神症状を呈することもあることから<u>精神科</u>と、てんかんの外科治療を行うための<u>脳神経外科の標榜を必須とする。</u>
- ・(5) は拠点機関の役割として求められている複数の診療科による、より高度で専門的な集学的治療等を勘案し、5つの学会が定める専門医がすべて在籍していることとする。

5 拠点機関の選定方法

道の選定基準に基づき、対象となる医療機関に対し、てんかん診療拠点機関の役割を担う意向について公募を実施し、選定基準を充足する医療機関の中から道において選定する。